平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島市上福元町3482番地89
再生債務者　森園　直光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月24日まで
平成21年11月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第２０号
北海道江別市東野幌本町21番地の72
再生債務者　甲斐野正明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月25日まで
平成21年11月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第６８号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目13番30号
再生債務者　村口　厚利
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月25日まで
平成21年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第４号
鹿児島市下福元町7760番地１　Ｙａｎｎｏ２―107号
再生債務者　池田　稔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月25日まで
平成21年11月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第１０１０１号
東京都江東区大島５―42―１―402
再生債務者　安井　義行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月11日まで
平成21年11月27日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０号
宮崎県都城市下川東３丁目13号９番地２
再生債務者　尾辻　茂幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月27日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２１年（再ロ）第５号
佐賀県佐賀市八戸１丁目６番27号
再生債務者　中原加代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月20日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第１６号
札幌市北区あいの里２条６丁目３番５―902号
再生債務者　伊藤　重春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第２号
宮崎県延岡市松山町68番地１
再生債務者　山本　康文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月27日　宮崎地方裁判所延岡支部

会社その他の公告

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十一年十一月二十七日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十二年三月二十三日までにお申し出下さい。
平成二十一年十二月七日
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル西館二三階
（甲）社団法人日本獣医師会
会長　山根　義久
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル西館二三階
（乙）社団法人日本動物保護管理協会
会長　**蕨**内　勇夫

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併する事を決定しています。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）http://www.tamura-ss.co.jp/koukoku/seiko69/index.html
平成二十一年十二月七日
東京都練馬区東大泉一丁目一九番
（甲）株式会社タムラ製作所
代表取締役　田村　直樹
埼玉県狭山市広瀬台二丁目三番一号
（乙）タムラ精工株式会社
代表取締役　浅田　昌弘

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　二二〇頁（号外第一三三号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　二二九頁（号外第一三三号）
平成二十一年十二月七日
静岡県島田市向島町四三七九番地
（甲）特種東海ホールディングス株式会社
代表取締役　三澤　清利
静岡県駿東郡長泉町本宿五〇一番地
（乙）特種製紙株式会社
代表取締役　三澤　清利
静岡県島田市向島町四三七九番地
（丙）東海パルプ株式会社
代表取締役　石橋　達彦

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して、甲は乙に遊戯機器のセールスバックリース事業の一部に関する権利義務を承継させて、乙はそれを承継することにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）計算書類の公告義務はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十一年十二月七日
千葉県茂原市高師一七〇二番地
（甲）有限会社シェル・エンタープライズ
取締役　山崎　英之
埼玉県越谷市南越谷四丁目一五番地三一一
（乙）株式会社プラスアルファ一五
代表取締役　大須賀和明

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　二二〇頁（号外第一三三号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　二二九頁（号外第一三三号）
平成二十一年十二月七日
静岡県島田市向島町四三七九番地
（甲）特種東海ホールディングス株式会社
代表取締役　三澤　清利
静岡県駿東郡長泉町本宿五〇一番地
（乙）特種製紙株式会社
代表取締役　三澤　清利
静岡県島田市向島町四三七九番地
（丙）東海パルプ株式会社
代表取締役　石橋　達彦